

案件概要書

案件名	有害大気汚染物質等測定用標準ガス
参加資格	業種区分 : 販売 営業品目 : 燃料類 所在地区分 : 管轄内又は準管轄内 「管轄内」とは、本市内に本店を有している者であること。 「準管轄内」とは、市内に本市と契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。 企業区分 : 大企業又は中小企業
質問	質問期限 : 令和8年10月1日(木) 12時00分 回答期限 : 令和8年10月5日(月) 10時00分 提出方法 : 質問書を期限までに下記担当課所まで持参・郵送・FAX・電子メールで提出してください。 回答方法 : 入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲示します
見積提出期限	令和8年10月 9日(金) 16時00分
開封日時	令和8年10月13日(火) 9時00分
注意事項	・電子証明書の変更(再取得)が間に合わない場合などの理由により電子入札システムで見積りの提出が出来ないものが参加を希望する場合は、「紙入札(見積)方式参加申請書」を提出し、事前に承認を得てください。見積書は発注図書ファイルに掲示されている指定様式を使用してください。紙による見積書の提出期限も上記見積提出期限と同様とし、下記担当課所まで提出してください。 ・以下に該当する者は本案件に参加できません。 (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者 (3) 本案件の公開日から開封日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

担当 : さいたま市財政局契約管理部調達課物品契約係

住所 : 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市役所 6階

TEL : 048-829-1181 FAX : 048-829-1986

電子メール : chotatsu@city.saitama.lg.jp